



宝曆十一辛巳改正
 居
 家
 久
 事
 記
 上下

09
 46



46

居家大事記序

人ノ家ノ大事ハ喪ト祭トノ二ツ也此フタツハ車ノ兩輪ノゴト也喪トハ父母
 親類ニウカレル時ノ其取アウカヒナリ祭トハ先祖親類ノ多シ井ヲムカヘキ
 常ニヤカニマツト時ニ子ソウヲスル也學問スル人ハ勿論ノ事ダトヒイダ
 學問セヌ人トテモフツフレヲツ子ニコノロガケ第ワフツニスベカラズゴトニ
 喪ハ俄ニラリキタリ又セワシキナレバ常ニ心カケナクテハツツニナリ
 ヤスシモヒトタビソフナヒテハドリカシモナラズイカホト學問ニ志
 アリテモ此フタツヲヨクソツトメ子ハ學問スルセシモキキ也ガハ大事
 ナル世間ナミノシカタヨロシカラヌイヲクワレガナラフシナリキタリ
 フトニキレヨモハズサリサハ氣ノ毒至極也ヨツテ此書ヲアラフワシ喪ト
 祭トノ大事ナルワケ又ワノシカタノ内別シテ大切ナルシツヲナフテハ
 スマヌ所トホワノシカタ心得ノ大グナリヲノベタリヨヨワ礼ソツトメ



ル。聖人の法ヲ本トシ其國其時ノ宜キヲ考ヘ天地ノ御心ニソムカヌガ。
聖人の本意ニテ朱子家礼ニノヘルクヲモムキ。則我 國神明ノ道ナリ
此書スナワチ我子孫ノタメニ儀禮家禮ヲ本トシ。絅齋先生ノ喪
祭小記我 師ノ教トヲ用ヒ我家ナニトゾ 神明ノ道ニソムカヌ
ヤウニト。ホワコ、ロザシヲノブルモノ也。コレ士民ノ家ヲ主トス諸侯大夫
ノ家モソノ大スジカワリアラシ。只ソノ祿ノシモキト格ノタカキヨリ
ソクニシツトムル事ハ道ニレル人ニタツ子テコレヲツトメ玉フベシ。世ノ
神道者流ハ神道ノ喪祭我家ニツタハリタリ。コレ神明ノ教ナリトハカダ
レ。ソノツタヘヲミルニ。ソノツタハ 天子ノ御礼式ヲノムタルノニテ。下タル
モノ、用ユベキ法ニアラス。其上後人ノ附會ヲ、ソク必シモ我 國ノ古
礼ニアラス。又ヒト、ホリノ料見ニ。ヨクソトモウルクトモ。此世ノナラワシ
ニマカスベシ。メタチタル事ハイカト云ハ。甚アママリニテ。世ノナラ

ハシノ不忠不孝ナルヲシラズ。喪ト祭トノ大切ナルヲ見トラヌヘガ、ル
アヤリシニナリ。ソノ書ヲヨク見バ。世ノアサシキナラワシニ。ナニトテ打
マカセタルヘキヤ。又アル人ノ云ニハ。且那寺ヲタノミシキ喪祭ヲ寺ニカセ
ル。我 國今ノ御法ナリ。シカレハ仏法式ニカスベシト云コレタ心を得ガヘ
ナリ。且那寺ハナクテカナハズ。引導法事ハ寺ヲタノムベク。コレヲムカヌハズ
ナハチ君命ヲ守ル道ナレ。上ヨリノ仰付。ナニモ夏寺ニウチマカセ
ヨトハアラス。其上世間ノ喪祭。佛ノタテラレタルノニテハナシ。只何トナキ
世ノナラハシ也。ソノウケハ仏教ノ本意ヲ考ミルニ。仏法ニ礼ヲノヘラズ。礼ハ人間
ノ道ニカセラルル心ナリ。サレハ諸社ノ神事。ソノ神道ヲ用ヒテ其上ニテ仏
道ノ法味ヲウチヘルニテミルベシ。ゴトニ 神國ノ人。火葬スル事ハ。神ノ
ニシテ玉フ計リナラス。仏モシクアルベキ理アリサテ。又且那寺ヲタノムハ
國法ナリトイヘ。儒法ヲスルナトノ 御禁制ナシ。其上文武ヲ

專ニ忠孝ヲハゲムヘシト。アキラカニ仰出サレアルノ十レバ儒ヲ用ヒヘキ
道理顯然ダリシスベテノ世ノナラハシ。道理ニ大ニガヒナキ一ハツレニカ
スルモヨシ。不忠不孝ナル一ハメダツモカハズ。道ノ正シキヲモリ。大ニ
スワルベシ。メダメヲノミヨシトシ。道理ニウムクハ不忠也不孝也。ツレ喪祭ヲツ、
シニ忠孝ヲウクスハモトヨリ人問ノ道ニ。道ニカナフトキハ天道神明モヨコビメ
クミ子孫モ繁昌ス喪祭道ニウムキテハ。ツイニ我家モ衰微シ。子孫モ断絶
スヘシ。ツヤハ根也。我ハ枝也。根ヲタチテ枝サカエキヤ。モロコシニハ養子ツキ
ノ家ニナルニ我國ノ家ニ。養子ノ相続。カチナル。ヒトツハ火葬ノ天罰。ダ
トヒ火葬ニセヌトテモ。喪祭ヲツツナル故。カク如キカト云人。有。ツルキ一十
ラズヤ。コノ書ヲヨミヨク考ハカリテ。コノ道ヲツトメタムヘ
元文五年庚申十月初吉靜菴題

居家大事記目錄

上卷

喪ノ一大事ナルワケヲ并世上ノアヤマリ

葬ノ極大事ハ八ヶ條

魂魄ヲオチツケタテツル大法

カチシミツクスホドライ

喪ニツ井テカレコレノ心得并棺ノ寸法

葬ノ極大事ハ八ヶ條ノイヤトイワレヌ子細

下卷

祭ノ一大事ナルワケヲ并世上ノアヤマリ

平生ノ心ガケ

日々時々年々ノワカハレカタノ大法

祭ノ時ノ心得シカタ

祭ニツ井テカレコレノ心得并外ノ神祭ノ心得

附 神主ノ作り方并題名

冠昏畧説

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 祭ノ時ノ心得 and 冠昏畧説）

居家大事記上

喪ノ一大事ナルコト并世ノアヤマリ

ノ家内ノトモニ有ルモ一大事ハ喪と祭との二ツなり。喪ノ大
事なる子細ハ先祖父母ノ大事なる事。いまだ生きている間も及ぶ。その
大事ノ又母先祖ノ如きハ。我家ノ一大事ニこれとす。いよいよ
その學問ノ業も又聖賢ノ徳もいよいよそのいづれも
よき事にしていよいよ時のいよいよそのいよいよ。わかれ
たる時の志もいよいよ再び志もいよいよ。大事申の
大事なる事。いよいよそのいよいよ。その引くるいよいよ。如
れば大切とする。いよいよ。おやすすん。我が家。我が
いよいよ。や。喪ノ急は。いよいよ。事。いよいよ。世のあやまり
甚をいよいよ。又母存生れ身。いよいよ。心。いよいよ。事。いよいよ。

常しく空味に嘗懐くてもなほ母の心はなほ痛くかみ
 と思ひ大母の心も損なひてなほ母の心はなほ痛くかみ
 母事もおぼしめす。父母の心もなほ母の心はなほ痛くかみ
 飛ぶかゝる物にわびた。大切な物にやなほ痛くかみ
 くる明るむきだ。とあし此物に自然とさるる海に火もを
 やわま。水もぬくも。土海焼くも。蟻もかきも。せら
 七海。人の垢にせし海。方ととをなほ垢にせし海。根好く心につけ
 みかんあめは。わくくせぬやに頼に置くと根好く心につけ
 海が心づくも。その上のわくくは。是れとぬ。なほかみも
 大らうちくく水にぬく。土の海好く。早う根をなほせ。虫蟻も
 せらま。人の本心とせぬ。なほかみも。なほ死した。なほかみ
 せらま。ぬ物とせぬ。なほかみも。物にぬく。地をぬく。世

取ノ費ト心得。ま。も。つ。ゆ。を。な。ぬ。鬼。に。地。に。ま。づ。タ。シ。井
 と消るうやと。なほかみも。大母の心はなほ痛くかみ
 ちあてそのなほかみ。なほかみも。親の心はなほ痛くかみ
 よう。なほかみも。なほかみも。親の心はなほ痛くかみ
 を大母の心はなほ痛くかみ。国土の費と。思ふ。なほかみ
 ぬ。根をぬく。なほかみも。なほかみも。なほかみも
 と思ひ。なほかみも。なほかみも。なほかみも。なほかみも
 よして。なほかみも。なほかみも。なほかみも。なほかみも
 申す。大母の心はなほ痛くかみ。親の心はなほ痛くかみ
 ちのうけ。なほかみも。なほかみも。なほかみも。なほかみも
 少も益る手も。なほかみも。なほかみも。なほかみも。なほかみも
 神国の天地とあり。神の心も。なほかみも。なほかみも。なほかみも

つゝも引きたるよとめねたる鏡子道具十八大如意
子の心も引きたるやいむ其まの事ありかひ取とらる
御なめしおとらけくさまの親ヲ教スニ近こりよめら
らちけすも我の事あり有事なれし事又大事れし事
世の人のあつたままぬいしものあつたきくぞ末に
いふもいふ人多ければまう目も見ぬ魂魄といふ向るよと
をいふ事又大かたの人に密なるものありて冥加のため
と思ひあつたりと心得實なる事そのことありかひい
るうそを苦もせぬるう又佛法をたつとむし人の魂魄あり
をいふことありとめぬことありかひい生れかゝるばつと苦
僧をまねて修すことありそまの事すぬれ也極樂地獄ノ説ハ
方便ノ教も佛法ノ實義をたのぬれこれ魂魄をやせん事

心るれば文盲なる者もいその本意をとりこるひ残る魂魄
をいふものと心得らちけしてあつた成佛ともなえたり
たることも魂魄をやせん道といふもいふことあり
いふことあり下巻の巻なり喪の節にいふだ事(も
あつたるなりそのことあり道といふもいふ事多
いふことあり下巻の巻の節のありき
△葬つ極大事八ヶ條
喪の意はゆり來り事あり其上我國ノ俗よりいふことあり
そく事なれしその肝要をこの節にいふことあり
うらたえたる事ある事敬肝極の大事れし事
ぬけし事あり此初めの節の事ありし事
いふことあり卷末の事ありし事あり書きたる心あり考

わく庵

第一火葬法也

此事は如何の事かあるは親類の母をすゝめ共かてい
をよめ事也たゞ父母の遺言をよめこれを用ね道よ
の事古賢の訓也且那寺地せまてさう火葬法
すゝめらるる手とすつて日次こゝ地内せまてい
をかりそれへ母をさす我父母存生も我祖父母を火
葬にすれとあるは涙を流してこれ法とめ余もあてい
ぬ事なり一宮の内火葬せらるるは名通なる道もい
んまてい○火葬の大慈大不存なるは二事法は此あとの
七ヶ條もるあせむるはこゝるは上もあてい見ぬれ
る法又後よりかくある

第二棺ニ松脂ヲトキテヌル

棺を二重より内棺あるは一寸以上なり内棺のそとに松脂
を底も四方もをひくとぬるぬるの上もぬり内へ水いぬ
様にもやにあるは一寸以上なりたけともぬら一家負
も五寸以上ぬるは木ぬたをて釘をぬたす上釘穴
とあるを口を随方よりぬりぬるは上も外棺へ
つとせ外棺は重箱のそとに蓋の様なり内棺は木のぬり
をてぬ也至極の貧家も二重よりいぬるはけな上も
六方に引すは紙ぬるともいぬるは板をぬ
おぶ包も也棺大ぬりては棄物のぬかす棄物いぬ
る程ぬるは棺ちいすてぬるはぬるは棺寸法は後ぬ
ぬるは棺のぬるはたぬのぬ棒を用いてぬるは事ぬ

詳説を見るを。つていふありしと志るはのこ○櫃脂ノ入
用ありし五方よりありし一尺四方三百敷拾五方といふ也
一寸加けるも一尺四方三百五拾方也櫃ノ六方の坪敷を
その坪敷にて**松脂**のいりめをいめるを。ぞあはしく松脂と云
を薬店を粉もつせりしをそりし油ハ本在ノ油なりしを
し油ハあし松脂百目ニ油ニタ入但復ハ少むりてりし
油を用ぬ人もありしとそれありし又ありしを敷拾枚
計り中ニ一寸目といふにたもつまらみしとくべし○松脂
のぬりしハ五方并鍋敷ハ松脂五百を宛入油壹合五々
ハ入鍋のぬりしとせし隨分何れも火をたけりし櫃の
一方向よりしつまをたれたるありしと一寸を程板へりけ
くるりしとせしハ松脂ぬるれどありし程も志れたるなり

加の松脂鍋一盃ニあるは鍋をとりあげて櫃の一方流しけ
又前の通りニ松脂油をとりし五方以上なるは炭鍋も流し
しつまをく間ありて大なりしとありし比又其外ノ一方ハ
通流しぬる也復ハ團たまをせしとありし櫃ノ底も四方も
かけをりぬりし比とありしとありし也但ぬたハ釘ありし所も
のこしとくべし。のこしとありしとありし上下四方は耳とあり
紙をさるるハ板とくべしとありしとありし後うたを其内ハいしぬ
たをりて釘をとりぬ釘目と四方はありしハ又脂をとりし流し
ありしとありしとありしとありし様もさる也○この法用ハ子ハおる
とありしハ此下ノ六々條のいしぬりしとありし後ニ記ス
第三カラタヲ俗躰ノマニイシハツメ物ヲヨクスル
且那寺下りたのこありしとありしとありし但寺法ありて刺刀を

いづれよりあるとあるはそれいづれを害する一常々此を害する
衣類をまきわらみ志をもくたためたのや又六幅ぬいどご
らこれにうつくしき衣櫃にいれべし。いぬ物、木綿、負るる家ハ
すいぬをも紙袋に入其數數百ばかり持志いりしめる事也
○世俗にわらぬ櫃にいれしるゝもの死うとて高野山よりいづる土破
と云物と耳鼻にいれると有甚す後しる也これ砒霜石
とてくまら薬也いづれもわらぬか。いづるすうとていづる薬と
くまらせむいづれもいづるす其と書晝夜せむいづるいづる
をるも也

第四二日目ヨリ内ニ葬禮スベカラス

急病を死し膝の下あたりにみのものある内ハ五日も
待べし。いづれもいづるす其と書晝夜せむいづるいづる

第三日目迄の巻

第五棺ヲ大事ニ取マワスベシ并ニ十人ヲ多クスベシ

家をわらし時と途中にころりた宛を病す時、別して大切を
物よりちあて又うちをとく甚す事也。京大阪に在ると
いづれも人棺のぬいどをとりて土を申にいれる事ありぬいど
右五條はすこれ大事也。たの遺言あり氏必録末まきうとん
家を賣るる身ハ書を賣てもいづれも。○親類、葬をせむ時
も此通にすめな。家を賣るる人るいづれなりなげ合方をしこれ
をせむとす。此五つぬいどをいづれも書とす。理を説くも
せんをるも。学問とる也。

第六墓地ヲ吟味スベシ并末ノ考アルベシ

旦那寺水つまる又末のいづれもいづれに寺にこころをたて

所へある場やたのぬ其所をもむべし物入をいとし事大事に
是事也又末々墓のすへぬ椽に祠堂金或は永代墓所の水むけ
料をもき入をきよく取らざらん

第七詰石ヲ墓ニし事をもく巻

一尺より三尺ありあは五尺以上は石敢敢一枚に誰か墓其の石よび
らるれり土葬石の下らう南北何尺東西何尺此は和紙を
て得る事をもめ五と必ひし和紙をもめぬう。何らつげ又一枚
もその人先祖子孫住所墓地生死の年月日をも何らつげ二枚
をへたと何れも縄をせかす墓をらめたる上地より一尺程下ふ此
誌石をいし。其の石記をも石或は瓦を宛の四方なげらる。其上
又土をいし。此の記あり也

第八石塔ニ俗名并土葬何尺四方トホリツケベシ

をめては法名を何らばらう。俗名を何らべし

右三ヶ條も上つてきたる大事なりなげ。なす也

此外棺の事り并葬此式家たつともい人の志う。詳説のべたり
肝要なる故。こゝに畧す

銘旌ハ儒者并志ある人もよくもちひきたり古に上にも用ひ
たぬ。用ひしともる。其外ハ時めあり。いふ。なう。いふも
智りをもこのむらう。○銘旌の志う。桃色のすね。中ニ長ナ周尺
七人。カササニテ。作れ。たぬ。のけ。誰ノ柩ト粉ま。う。棺の如き
れ。道中もこれをもたせらる。時ハ。を。も。ぬ。う
棺のよ。ら。也

△タノニ井ヲマスゴズル大法

此大切なるけ。前に見へたり。此本文わ。身。地。の子

なるものなきことの子をるは喪をひきうけつとある時又喪
のでいたる人もその心得るておれつたこれ世の大事也
おき人の身にかゝるは家礼をぬく室むぐ又詳説
も見へたり

イキ引下ル前ヨリスイをこつカニスベシ

高念佛をとるくたきまのをるは事ある必要あるべし佛
法をも好まぬものも學問の僧はあつても事也

イキひきする世のありたぬらびをくたぬおをどうとあつた
こそを復タモコバとそその人のきる物をももらび子けう北むき
人よりたぬと三度こそとるく下りそのきる物をおた
よおきる也真寔の心をぬくくしておひとあつた
びき食物ヲ枕本トキニソナへ水ノモ側ヲハサス

病中ニテうらまをきたる物もすき昼夜とも側をえらする上
はぬくことをおめてもこそを始死之奠テと云やう存生ノ内
の膳碗を用いたぬおは食物よりのゆの故也

ホドナクカリイハイヲコソへ枕本卓上ニヨキ菓子酒ヲスへ
コレマスコシノモダヤスベカラズ

すておきたとらこそしたひことぬくひとのとすおひるなり
あつた後の食物をとすたるとあつた前ノ食物を引とら
おひるの魂帛ヒメタマ伝也拵へる家禮はつた或は何十本
よてを牌子ヒラカニソナへ紙をも納をも袋を作りておひるつた
よのをももてより牌子の拵へる末にこれとシルスのおひ
おひるものすたると枕本ニその前すたる食物も
とらけるなり

入棺スミタラハ日こつ子ノ通ニ三度ノ食ヲスズベシ

常ノ膳椀をより前よりたる食の後より時までぬく事も
あてはるのまじき事なり

朔日(廿五日)
日ノコトク
莫ス

葬の時ハろういまいを。またせやくせを食物をとるなり
歴々ハ棄物を用ひてごのけりいまいをのせやくせり
身よりハ重箱の外家のやうなり。前よりいまいの小穴をあけ
いまいをその中にもきき食物と香爐は香をたきていまいの前
に置き。途中西へしをせり。大事にわけをいまいにすげぬ
大隨ふりぬぬやうにする也。○香爐ハ別にをてぬその前よりたけぬ
もう。○寺にて仏法の取あつゝある内ハ棺の後ニむかへてより
棺を穴へりぬる時穴のまをりてその子なる者香をたき拜せ
し。神靈家ニむかひ玉りぬく観念。毎大切にたせし

我家つれもて帰る也。○寺のろういまいを仏法の取す事
は。此れ此外ニたつる也。○家貢を箱にぬきて。事もさうい
ふ。いまいのりぬ物といふ。其子のぬきぬきにして供をしてぬ
又いまいをさる也。○葬ノ日數死たる日より十日をならせし
是ハ葬場を神主たる事。事。今我國ハ風をハ早く
葬す。いまいのりぬ物といふ。事。今我國ハ風をハ早く

葬ヨリカエルト。午キニ祭ヲツトムベシ
これを初慮ト云。苗主のもの。いまいぬきぬき置身上相應よ
中より志する料理を拵す。たゞ夜半をすまるとても帰ると
其のす。いまいのりぬ物といふ。事。今我國ハ風をハ早く
此時。いまいのりぬ物といふ。事。今我國ハ風をハ早く
初慮の後ニ又一度祭ルベシ

こゝを再慮ト云葬の後日乙丁己辛癸ノ日を用ニ早朝ニつとせ
るあとのニ慮卒哭祔の祭を了り初日より用意ありて
五十日ヨリ前ニ神主ヲ拵ハサセ出来次第ニ神主ニタテカヘテヨシ
神主トハ本位牌也拵了る末ニ有大躰四十九日目の比ヨリ
○まの御酒をさしとわりのまひんをさる神主またてりありて
申上テそのまのさくわく人をたのこまひんを置身をまゝのまひんを
神主をいくまのま題名をかすべし題名は仕るも末ニ有題
名すむと神主を今迄のまひんの座をさしとわりのまひん神
主のかり返し置これを拜しと
五十日ニ又祭ル也
こゝを再慮ト云早朝つとめづ○この祭すむとわりのまひんを
さりのま墓へつとむ也

五十一日ニ又祭ルベシ

こゝを再慮ト云これ又早朝つとめづ此日ニ上より家督をいひ付
らるるハ別々早朝夜中つとめ必これをつとめをうて後他出
あつと

五十二日ニ祔の祭をつとむ也

新死の人の祖父祖母の神主其家のことをさしとめいなり
こゝを再慮新死の神主をばどの相伴をさしとめ祭るや死志
る人女をい祖母をいと出さる○こゝを再慮新死の人全ク先祖
の神ト一躰ニあり天地ト一般ニありとしとらるり○此日よりこ
ノ度の膳すまふも但菓子ばかりそる人も朝夕拜をさるり
一周忌ニ小祥ノ祭ヲつとムベシ
こゝを再慮天地一般の神とわらなまなり

三年忌ニ大祥ノ祭ヲトムベシ

此日祭すも後ハ先祖の神主ト一所ニおく也

大祥ヨリ三月目ニ世の朔日禪ノ祭ヲナスベシ

是加ハびしと悲をやきて平生此心なる也○この後年この忌日晴くのつらぬく下巻ののどなり

△カナシマツクスホドコヒ

クハシクハ詩説ニ有フレ大筋ヲ示ス

喪ノ月數ノ内ハ常ニカナシマツクスス

父母ハ三年也 日本ノ法ハ一年也父ノ祖父祖母ハ年

日本ノ法ハ百辛日なり世の外を考へての法ハ詳説

のす此月日數を我ノ國ニ服ト云服トハ喪服を云ふ也

故也我ノ國武家ノ御定ハ元文年中 公儀より仰出

奇きなる服忌令これなり忌の内ハ奉公をいふ也 六暇と云

忌はけハ奉公といふれと家ノ事といふれなり哀をいふなり

○日本の令ハ聖人の法より短く又聖人の法ニ服ある親類

日本ニハ服あるをいふ志ある人ハまづ日本の御定

其ト聖人の定め玉あり日數ハやり心ニ悲をいふるべし今ハ

服といハ只神参りせぬ事とばかり心得て哀む日數ハ志

人ありあやまりなり

喪中ノ服

聖人の法ハ常ニかきたる髪束を指服申ハつらよそれをい

哀をいふれぬなり親類の遠くと近くとその哀の輕重

ある故服五と云ふなり(五服と云ふれ)この母と

を以て心と云ふなり(あつ)哀をいふれぬ也五服ハ斬衰

内奉公を引くところれと後世を思ふも忌の日數など
是より心算するに務め忌をゆるるべき元來道はるべき人
君姑と此例をせられせられたる世の如きとらうたりたるが
上よりゆるるべき也むと忌ぬるる事とせむ忌の池に病氣に
かこもても退ていなき事なり但我身奉公に出ずるに國家
の危亂もゆるるべき各別のいけ也し是は家内を以て哀れぬも
ゆるるるべき上にして政をゆるぬ人へ何と我喪祭は
礼を正し上下のすめ玉ある事也也服の月數ハ天下の大法
を諸侯以下ハ私にあつた事だけと上と下とあらう勢ある
諫て正すべしことと天下の上と立玉を御身ハ先王ノ御心を
得て天地の理に順ひ玉を御事歟

△喪ニツイテカレコレノ心得并棺ノ寸法

喪ニツマフ又前ヨリ隨心カケテシルベシ

事急るるものあるは下より上より志そるる物也父母
はる身よりぬるる事也死生ハ理のすたなりをゆるるる
層層ともゆるるる事也表なる世はあまらうて事やまらう
加急されぬ事なり隨考考をくつて西親極老るるに内とめて
棺をとり用意して置ことハ病氣をもくくきえたるに棺の用意
をもし護喪をたのむ置金銀をも心づけ墓地を考るといふて
うらやまの事なり

護喪ヲ頼ムベシ其外モツレクニ役ヲ定ムベシ

護喪と云ふ葬の一節その外ともてむすらうけせらるる人なり
近親朋友の内眞實ありて道しける人をこの役頼むべし
然れども自らも心づけぬらるる事有物也葬すむ近ハ

流しをたずして随分うけまらざることし護喪なるむし
人なれば別而身を比知せざるは存る人又人といひ
たのまねはあやむる物なりよく其意たることを考てど
といひぬめりよく世間むすの事へ人母らちまらるを我の棺
中の用意を第一とすべし

ウロクへ又様ニ氣ヲセカヌ様ニスベシ
あつてよく心ももらぬたる物なれど心けたるしひららぬ
たうすし歴こましく家来とうちあはらうし
置とありわん事身もその金銀もけつらう又近親といひ書
され不孝不義これわなる事有葬すむ追はぬことをせ
て大事をとりそのぬらうとあらうなる世の道これの太要
事とすぬち哀の至るし

干要ヲ第一トスベシ無益ノカサリニカハワルベカラズ

干要ハ八條ハ上と下と追もあももぬけあるべし其外算
上相應たるを

寺とよく納得せむし寺の會款疎末あるべし

おつたる事必るわ事あり自分の直意をの余義
る頼む納得せぬ人(事)あり

干要ノ外ノ評判ニカマフベカラズニ人ニ説ズベカラズ

人の批判をこらると非礼をもちぬ事をもし批判を
ある直道の補とる也批判を苦めずとる個もよく

心得てよく心ももらぬたる物なれど心けたるしひららぬ
。真実にあつてよく心ももらぬたる物なれど心けたるしひららぬ
喪ノシカタ心得カ子テ一々書付をせしそれをもひらして取らる
あつて詳説は此たれ作り置るしこれよくあつて取らる

事すめ糸をうけすまぬ事をしつ頃らうつとあはる

棺寸法大概

卧棺カ本式也アヲノケニ子タルてあをツツクリト入レ也

こまはせう死骸の寸法をとりて扱べしあをのけに子あり
肩の中と又頭をうきすま追の寸入を。肩をぬる或ハ藁
等もるんを人もとくくさるぶと扱ぬと棺の内より中々
長とすぬをい内のうらさう一尺四寸とすぬをさるぶ

座棺寸法イツレモ内ノリ六寸カ子サシナリ

大男 長敷尺八寸横一尺八寸深二尺五寸

中男 長敷尺六寸横一尺一寸深二尺三寸

小男 長敷尺四寸横一尺一寸深二尺一寸

大女 中男ニ同シ 中女 小男ニ同シ

小女 長敷尺二寸横一尺四寸深一尺八寸

右にあをのけうとむすけうとぬいさへもぬくさるおあ
る寸法なり頭の所より左にうらうらぬ様板をうらうら
すけう

或は板に糸をきりけりぬいさへ右ノ寸法ハ長ハさう
右に通り横ノ寸法を二寸サして深サノ寸法とす深サノ寸法
を横ノ寸法ニする也

△葬ノ極大事ハ八條ノイヤトイワレヌ子細

第一火葬ニヤズ

火葬ハ大患事とて父母の遺言とて心こもりてせぬ子細ハ
唐土より日本も古ハ火葬なり
天照皇太神始と一切ノ神々聖人賢人皆ホコイ玉子

事也只大悪人を屍と火あぶりせしむるは佛法のつらき
て後火葬せしむるは佛法のつらきよりいふ所す
天竺に火葬あり仏菩薩の類は火葬して骨を世に遺り其
次火葬せず其次水に流す皆衆生済度のためなり此に皆
智識のする所也 仏菩薩なるは凡夫は土葬にするが如く佛法
の定めりやとも此に釈迦一代の教は火葬にせりこの經
文百半句も有り 其上仏の道を孝行を始とし慈悲を
第一とし仏の教も亦に孝行を第一とし佛を孝とすは
孝にありて心を得あるは火葬よりいふ所す 佛の結句火葬
行も亦有り之を有る僧儒礼法は外道と心得た之の孝行も
すこはされて仏なるは心は世俗とすにすしめられ
天照皇太神は玉より大悪事は仏も亦も事とすは

志すは佛の佛法の大事と心得天道を孝とすは不孝なるを孝
又心得た之は佛者たるは惡の惡物を孝とすは孝とすは惡國を
滅すは孝とすは孝の見識とすは方便説也 佛の極意は孝は
佛身は佛物は佛なるを孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝は又佛を佛法の門とすは世間の孝行を孝の孝は佛法
の孝行とすは孝とすは孝の門の徳とすは孝とすは孝とすは
孝は土民は孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝と思は猶馬鹿なるは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝とすは佛人の灰也人の孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝とすは骨は佛の地とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝とすは火屋の風とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは
孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは孝とすは

仙に成るるを以て仙と云ふ事としられたるを以て大切なる父母のこゝろ
なを大切に同然に火あがりにするは孝心ある可なりと云ふ
ことに仙と云ふものぬ仙法におわて益もなく 天照大神はよく
み取ふ天道をけがす大悪事なりと云ふは様ニ思つたを以て
を名孝と云ふはよく云ふなり又方咳の病死は其の病あり
に死なざるに云ふはよく云ふなり何の書にも云ふはよく云ふなり
その傳尸の病人の死ぬぬ肉は其の一家の身なりと云ふ
とあれは死なざるに云ふはよく云ふなり其の病ありたは傳尸は其の
を以て火あがりにせん我傳尸と云ふはよく云ふなり畜生にせん心死の
又心得たてて土葬を火葬と地葬するはよく云ふなり此れより死なざるは
也土に云ふはよく云ふなり天を神と云ふはよく云ふなり
火に云ふはよく云ふなり天を神と云ふはよく云ふなり

此理を以て時ハ我身と云ふはよく云ふなり遺言するはよく云ふなり此の
也我身我物と云ふはよく云ふなり父母のこれる物あり死なざるはよく云ふなり
大事に云ふはよく云ふなり捨すはよく云ふなり此遺命ハ乱命
と云ふはよく云ふなり乱命を用ふは乱命と云ふはよく云ふなり
孝行と云ふはよく云ふなり火葬は射と云ふはよく云ふなり食を
又新を云ふはよく云ふなり早く云ふはよく云ふなり
すまふはよく云ふなり此類を云ふはよく云ふなり
あけ火を云ふはよく云ふなり又や中場の人法にてたぬはよく云ふなり
あれ共足る病する内にてたぬを殺してやますと云ふはよく云ふなり
人の罪に云ふはよく云ふなりたぬを殺すと云ふはよく云ふなり
帰らざる有らば世母と云ふはよく云ふなり大悪事と云ふはよく云ふなり
たぬと云ふはよく云ふなり世の思ふはよく云ふなり俗人と云ふはよく云ふなり

とるも其學問志を人といふも其の意趣をいふに在るべし其の
の悪事とすまふもいふに在るも其の意趣をいふに在るべし其の
いふに在るも其の意趣をいふに在るべし其の意趣をいふに在るべし
よとすのいふに在るも其の意趣をいふに在るべし其の意趣をいふに在るべし

第二棺ニ松脂ヲ又ニ

此子細いあり五を以てしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
たつらりとしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
朽つらりとしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
てこつらりとしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
道具よりしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
意趣をいふに在るべし其の意趣をいふに在るべし其の意趣をいふに在るべし

く、松脂五子斗りぬる物入金敷歩ぶらりのとれぬるぬると
あはれたる棺木なりて也。やめをぬる孫の七人の事なりぬる
棺の松の本を用ひてし松を母とぬる事なり

又ける儒者の説に松を地中せとけ用いたるはつらりと漆ぬる
らきとるに甚あやまりぬ地は陰るべしつらりと程暖国を松脂の
とみらるといふに吊らつて五十年余る墓のうらつらりとぬる
を見るもその松脂のぬらしたる棺に志らつてあはれたる
しつらりとしつらりとすまふも其の意趣をいふに在るべし其の

第三ツタツツのラス常ノハシギラキセル子細俗人自身ニテ

たつらつたるも俄に出家の姿もすまふも其の意趣をいふに在るべし其の
各別の切徳ありしつらつたるも其の意趣をいふに在るべし其の
しつらつたるも其の意趣をいふに在るべし其の意趣をいふに在るべし

の姿にすまはりたる遺言何れに死して正直の魂とるべしと云ふその遺
言のあやまりと云ふまじき理なりそのあやまりは遺言をまぬねいかに
に魂の望ふ所ゆへ世の風俗ハ父母の屍のあたまを掲げり布衣ひんご
頭陀と云ふべきをまづぬの衣類をせらひず加衣汝僧衣と云ふるいも
あらず或杖笠れと云ふ身鉢坊主の姿とするなりこの作法ハ仏の教
も皆それと世俗の乱風なり佛法を信すべし或は即身成仏或ハ聖
衆來迎してすめはち極樂にいりて云ふにいつくはるらたびをすする
かてんそぞ居士信士といひ夫婦信女と云ふ皆俗鉢の名なる俗鉢
の号と云ふべしあなたまはせぬ叶はぬと心得たる出家をす
ちりこををうしと云ふなり

第四二日ヨリ内ニ必トリシク十ト云子細ハ三日ヨリ内ハのま
かしらとあり長病と云ふ万二あるなり世にせぬと早速う

める不孝不仁也殊更匙死ふいふまじき事と云ふ但近世ニまはな
る早ク葬むる故なりと云ふことと云ふことと云ふことと云ふこと
ましてこそすむハあり海に心ぬり尾州智多郡三戸志と云ふ人有
その友なる野と通じたる人の聲らば有立とまればこゝろあるある
ま出すと又の毎月を多きすうと云ふハあはれしきハかありてま
声ハ其志たしきと云ふ心たらるる人ハ墓の土をのけて見たれば下
らむと云ふと云ふまあり我ハ誰なり祐つたると思つ内ニ此所
らあられりすつたれて死してまぬえりいする人こそ云ふて家
帰りければ伝事と云ふありいする人こそ云ふて家
まけさうたる人もありと云ふたうに予と云ふり予と云ふる
醫師死人の家ゆへもこりその死人がみり出せしこり脈
をまぬすこりめり出たる故薬を以てぬきこりなればい

此の吉
きよの
きよの
よこ
ひん
は
おた
ふ

我身を或は禍計らけ或は身代り物するは御厚恩計らる
目されわれ我心をみづき多邪慾ニ非れれるが故そり嗚呼
先祖父母のいとわしく大切なる事寂上至極なるにぞとらう自然
の道徳なるとその廣大根^{カギ}り御恩報^{カギ}して報^{カギ}じつじつ加
けれは身そわよ其内にをち治入大切にかわしすまいたす
上まを隨をいりもるうしく志たしく思ひ大事にうけつられ
てこそよくつらわじると云々いふておよし時ハ氣にうけつれ
是れをけとすまいたつれはそのいひなま^{カギ}り殊更
心を尽しとしくも兼^{カギ}届くる答せ志する世の人あしくなる
うしく志たしく思ひ御厚恩を思ひて死^{カギ}するやいるかたぬ
しおんも入らるるも殊^{カギ}なる物なるも自ら冥報のたぬ

あつ物と思ひるそのすく事ごと心得それよりして世間
ることあつとすむ其れを事おむとすあつたといふ聖人の法
式を用ひてそあつ人へのたぬ只ういふがうとめて誠の心ある
事すくめし土うめなる骨なるもすみやうんくちたすげおん
結たぬおんたぬわれも志すくこのおたとみきんらそ
多も其理ハつらうやんもやけも水もくふん二道計むるに再
ひあつた道あつたものたぬのたぬ一葉のたぬいふといふ
志たぬ誠うすけれはたぬおんもえちりやまもあつち
りたるも再ひらびむるに猶更まことなるんも也又誠を
つらう作法しこのももぬ誠しうんえわう祭其の
たぬおんは先祖父母のたぬより王ひたるにわれもたぬ
うけと結たぬもまえのこるたぬおあつてびとたぬもえ

ちうとを欲しよふああらう。我誠らうして。そのためにお
あまをわら祭をうけたぬびの。このとのる。みだ
う。此事るふ。やう。い。ち。た。く。目。み。く。ぬ。は。誠。ぬ。く。礼。を。む。ら
ぬ。正。直。の。神。と。ら。う。その。ち。を。う。と。う。け。た。ま。ひ。申。ひ。て。お。玉。と
と。い。ひ。ぬ。この。め。の。あら。こ。び。を。は。な。さ。う。ま。い。祭。は。極。この。大
事。と。その。祭。う。ふ。誠。を。つ。く。す。と。本。と。又。その。作法。あ。や
ゆ。る。ま。い。大。事。地。上。の。極。大。事。孝。行。ゆ。ま。届。少。所。也。う。る。大。切
る。事。計。その。誠。を。も。つ。く。す。作。法。を。あ。ま。り。て。至。極。の
不。孝。と。云。也。我。国。い。う。六。天子。う。下。に。お。る。礼。革。道。を
祭。を。第一。と。政。の本。と。た。め。申。す。に。政。を。ま。つ。く。こと。と。る。を
祭。を。本。と。す。る。故。り。申。す。う。此。道。段。と。お。と。る。佛。法
や。う。い。ぬ。た。是。は。大。切。る。道。故。と。い。ぬ。う。い。ぬ。今。は。佛。法

佛者とてを二途に用ひ又いふる。下々の身道も先祖父
母の位牌をたて命日にお供をす。七月にお祭をいふ。是
仏法より出づる事にあらず。古の祭の残るは仏法も
内の俗人のこれを仏法と心得て疎末にあらず。甚心得あ
ら。但。仏。を。念。へ。経。を。よ。み。施。餓。鬼。を。す。と。い。ふ。仏。法。は
古。禮。混。し。ぬ。也。と。い。ふ。は。聖。神。の。教。を。と。れ。その。作法。どう
た。れ。位。牌。の。作。り。う。う。具。供。の。す。う。い。祭。を。つ。と。め。時。節。法。式。を
い。づ。る。も。有。様。に。い。う。その。心得。も。あ。ら。ず。と。い。ふ。七。月。は
祭。は。仏。法。の。要。蘭。盆。會。と。別。々の。事。る。は。同。時。混。雜。し。ぬ
う。あ。ら。う。下。に。我。先。祖。父。母。の。具。引。導。廻。向。の。功。力。を。往
生成。仏。と。な。れ。た。と。心得。あ。ら。う。盆。會。の。節。に。あ。ら。う。て。餓。鬼。に。な
ら。れ。る。様。に。思。ひ。及。我。を。ま。り。う。冷水。を。た。む。け。る。と。い。ふ。

ある料見をいたるに志す所なり歟とて出家の因も今
より乱れ奉祀を仏法よりたゞりたると云ふ其作法は
正しくするを仏法とせむくと志かりみよきたる俗風を
るを仏法の正意とせむと心得て即身成仏速得徳生と云
あひるるそのことむかいたる聖靈は餓鬼の様と思はるるを
法一如とのるる念仏讀經の切刀をうり対大事として世間
の孝養奉祀を修しめしむる心ある出家の因もこの
あひるるを至極^信禱する後生願ひ奉祀をも難行と
おのふる位牌をたてず冥供をすまひ淨陀如來にわたる
こと修すると心得たるも甚心得たぐ也それ奉祀は王法なり
世間の道也仁義礼智信の干要也外に仁義礼智信を
王法にそむる世間をわづらふれば新門の大法也常に

仁義礼智信をたてず王位世間の道仁義礼智信の干要成奉祀
むらもすむと心得たぐもあはれ心得たぐもあはれ奉祀
すむ或世間の道仁義礼智信の干要成奉祀
人の身とらまはるることをあはれむる心なくまことの法を
を用ひぬ心もあはれぬ事也又世の孝ある人先祖を疎末
まをのいぬれ仏法世間の作法は又祖先のこのまのみな
まをの事なる世間の作法はまをのまのまの如き道なる
後く世俗にそむるぬこそ聖人の意にあらぬと心得たるも
心得たぐ也いぬれが如きそのまのまのいぬれとせむ
いぬれおのづからいぬれと思ふをそ先祖をわすれ神となり
五つて正道の本願よりいぬれ事なる正しくまをのこ
このこ五つていぬれおのづからいぬれ心得たぐ也その子其

くさるる所一軍さめ為るるにたに智る所とるれは神賦も如
申る事とせむるに二途以神賦とすわが誠を十言にとけ
聖人の礼法を奉れたるにたぬおの道をも急ちる天地の神と合
しむ我を奉け給ふ俗のいそを奉る神も神も人見
我誠を届くぬれり世俗のいそを奉る神も神も人見
地自然の理法用ひ神主のありしりくやとてかみやう終り
やにするる安閑にすまをてやうに行届す極たる居宅と筑
し委細ハ程朱の書に三たり

神主ヲ父ハ數ニ神主ヲ我モトニタテ又答ノ家モ有

世の數ハ

高祖父 高祖母 ヒ、子ヒヒヒ也

曾祖父 曾祖母 ヒ子ヒヒ也

祖父 祖母 子ヒヒ也

考 妣 子、女也

右四代の神主をたつる也これ我々本宗四世と云但小身なる
士又うろく負るる身はまづ又母祖又祖母との神主ヲたて
それより前の二代ハ我身上をもえりて追こられたるも一系を
申す也先祖の數もやうに世通し也又母をその神とて給ふ先
祖と賦也又母を奉る時ハちきり先祖追へともそのれより
天地まで届く也(子)に負るる身ハ我々を奉りそれ
道に奉りしりくは也(祖)父母追へ奉る

○我々子孫妻娘わが子孫たりし時ハその神主をたてて
先祖のうろくに遺傳し又我々よりうろける親類の内父の

兄弟その妻祖父の兄弟その妻も子孫たえぬ家ある人なれば
○申家へ神主を引取先祖のうまにたてしやこもつて亭親氏
祔位氏を但つるも十九歳より以下も死したるは差別ある
事也詳説よるなり又神主を我れとよみたるも申家ある
そのとけ後志あるなり

神主ノツキ所ヲサタムベシ

身より家へわら常にお家東の方より別座敷にたて神主ヲ
いせとてこれ神祠臺と云ふなり家内をみたり其次の間
にすま置こも神祠臺と云ふ其次は居間の押入に隨ふ
清浄なりその内には置又至極のり身居住もす
まぬ時の佛壇の様にすまこも神祠臺と云ふなり
よるも平生すまたて置こも内を人よもいせぬ

○神主のるべきおむたる方を上座とて順くよめ置也
○又お先祖のうま其お家の大切の物の内には置又下云所
の親姻譜祭薦譜を世所をく置すなり神祠臺の内は神
主と始とてその外共ニ火災水難ると此時隨のけよも様
兼て手當心得あるなり

道具并祭服を用意しとて置く
祭に入用の品は外に拵おくべし但を負るる家の食物品を各別
に拵置常と人の口をつけた道具はやさう常のよも用ゆ
祭の衣服は人の祝日に主人の前へまて出るとも申家別
祭服をうに拵置うべし常は用ゆる内を隨ふるがれぬなり
しとて用ゆ

祭料ヲノケ置ベシ

神佛へ初尾とのけ心と誠心づけの事置つ

先祖書親類書モトクト認ツクベシ

父方母方妻方智方それら類をとりけ苗字名乗位名母何
氏子誰くらまれ国月日奉公の品死ノ年月日寿法名墓所
我ために何の親と有書しそとくめり吊が家こそは親姻
譜と云

祭り拜スベキ人ノ忌日ヲ記シ置日とコレヲ見ルベシ

我先祖親類ハもとりの師匠朋友乳母その外恩義
ある人ハ悉其忌日と記シ置其忌日ありては祭り
祭り拜すべし拜し恩を感じし哀をさる物も也其上段ハ
主君也忌日其國を敬む日をも記し置べし吊が
家これと祭薦譜と云

我身次男ニテ惣領兄ノ家ニ神主タツレバ次男ノ家ニタテズ又
我身惣領ナリト我父ハ祖父ノ次男ナレバ我家ニ父母バカリノ神主
ヲタル父ハ惣領ナリト祖父カ次男ナレバ我家ニ祖父祖母父母
ノ神主ハカリヲタツ

初つとつて云時ハとく神主ハ惣領の家母をうたて次男の家
もたてね也いやねあうたねるるけね死しては神主とね
た所もある理ぬ其上也家とたつとぶの道也い共
次男家ハつとせねあはる先朝夕先祖父母の神主あ家
家のつとむる道ニては拜し祭の時ハ兄或ハ伯父なり此
その祭をつとむる家ハ我身上相應ニあり合リ祭の日ハ
とくめりて祭をつとむる家ハこれと助奠と云その大切と思ひ
こそ女も心はつとむる家ハこれと惣領本家と云もあうる

此巻一これ聖教の大法也

○兄或本家之旨を神主をたて奉る時ありたけすしめ
て見すしめられぬるは兄或本家(こと)よりひ牌子を我家に
たて兄或本家の名代の心そ奉るものとせし牌子は神主は
畧したるものなり

○母を妻と尊ぶはたひ跡たてもその神主を我家にた
す但近き縁類に或は遠拜をり或は行て奉るもてのよ
り

○主人の神主を我家たるとこと甚やねこと大不礼なり
○養子にゆきたるはのその家かたの得後(心)なり養父の
家のよりあるは養父と同じこれより後(心)なり論す
佛壇のとりサハキヲヨク心得ベシ

且那寺は今の今此御大法を信せぬるは法を信せぬるは身
の上より仏壇をやめ仰ふこと有志(心)家(心)の仏壇は仏を
置神主をうりもを仏壇をくづれ別の所に置くは僧は
招かぬるは時(心)の仏壇をせひぬるは(心)を違て(心)の廻
をすなり(心)も神主を仏前(心)出す(心)但大家(心)志(心)
つて人(心)且那寺(心)を(心)めぬ(心)事(心)を(心)る(心)は(心)仏壇(心)を(心)め(心)る(心)なり
(心)事(心)を(心)る(心)人(心)の(心)ため(心)に(心)て(心)る(心)こと(心)に(心)志(心)す

○世に祭の道(心)は(心)た(心)く(心)思(心)ふ(心)を(心)世(心)の(心)批判(心)を(心)せ(心)る(心)は(心)仏壇
あり(心)事(心)を(心)す(心)神主(心)を(心)用(心)ひ(心)ず(心)祭(心)の(心)作法(心)を(心)正(心)す(心)ぬ(心)は(心)甚(心)あ
や(心)し(心)り(心)なり(心)二(心)身(心)大(心)切(心)る(心)こと(心)の(心)志(心)を(心)上(心)より(心)禁(心)制(心)と(心)る(心)事(心)
を(心)世(心)に(心)た(心)ば(心)は(心)理(心)に(心)あ(心)ら(心)ず(心)大(心)事(心)と(心)な(心)る(心)道(心)は(心)た(心)
べ(心)き(心)事(心)に(心)我(心)物(心)を(心)慰(心)事(心)に(心)用(心)を(心)て(心)る(心)人(心)の(心)志(心)なり

をいふは見事志をいふは道なりといふは人事をいふは世の事も
いふは心なりといふは志なりといふは故也但人を物すまはると思ひ
つす人の心すまはるし出家の行なるは礼儀を用人の心
あり用ひぬらういふは一なるれといふは出家の行なるは礼儀を用人の心
の事ありといふは一人有る事又心得遠いなり仏法を破る
たふ寺より不届と思ふべきそれこれ仏事といふはたると
我眞意の志をいふは孔子の教にまはるることといふは出家
の事ありといふは又貪賊なりといふはこれ貪も志なり故也といふは
貪賊相應といふは

○世のるまのちなり又一向の懶惰者先づ仏法をみくた
先祖の教をも仏法の教と心得参拝躰末より寺の付届
をいふは不届至極なり先祖を参拝すること人間第一なり

なり學問の志あるは早速神主を用ひ大切といふは
ツヤカリノ身トテモウカトシテ井ベカラス

おろろは身又家主の身をも老又老母ありて儒禮をいふは
り給ふ時心にまをさういふは心を居るなりなげ心を用人の父母に
するはぬ極なりといふ志をいふは志にぬくはるはぬと
を居る物也但どいふなりといふは有来たりといふは心を
隨ふ大切といふは時々のいふは心をいふは心に誠を尽し時節
を待たし有来するといふは心をいふは心をいふは心を
き誠なるも神主はちなりあるはちなりあるはちなり
かぬといふ躰末より神主たるは神主たるは神主たるは
たるといふはこれ迄の位牌は大事なりといふは墓にちなり
○且那寺ありけし位牌をかりしは父母の位牌となて人にも

は思ふ事なる疎末にすまひしにあふぬ事(尾二身)神主此
すも作してそれを寺に力するにふするに思ひやう世法
にまらざる寺あつたる也寺の付届代と有來たる通隨を
ち之ぬらぬり

△日と時と年ノツカワレカク

神主をたてし事なりとも世つとめをこしうさふやんをるま
し也隨分丁寧にとめるに至極の事なれどなたと丁寧すまて
あのみをこしうては是又ふれくふにたりなげつとあらうと何ん
とくといふも道定なり也通を隨分ち之ぬらぬりすまてこは
あふまゝとのましくつて詳況にこしうたり

毎日アサトクハキテ戸ノ外ヨリ神主ヲ拜スベシ

手水らうひし髪をるて髪を著し祠堂の前へゆきて香

をたま拜まて拜しあまう額をあげ先祖父母のるうく大切
なると又御厚恩はぬまをづく観念し又一拜し我身は
慎み字にすむく孝行をゆま届くべきとこころ思ひ入其上
を退くぬり神主むま拜する時つとを此心得るを

右八日ノ心得ナリ

年始朔日十五日節供つれも戸ツヒラキ物ヲナシ家内凡こ
拜スヘシ

果子酒茶汁等なるなり十五日酒汁畧す隨分其許に
ちのものをあふこれとをるてふ一節供ふ其の神はくお
そのとをるも隨分清潔うてをぬる那り

遠方ハツク時ト又歸リタル上ト必神主ヲ拜スヘシ

それ存生此時の心なり家内つれやうく此こころなるが

家ノ吉凶身ノ進退ヲモダチタリハ神主ヘコトセベシ仕合ヨキ時
先祖の御旨とシテ終ニ仕合アリクハ我あやまりともそれ又母
オホキテ給ふとも我あはれ事ヲオボふ又母先祖の心得
らけ我母もき先祖の御まれ我耻ハ先祖の耻ト心得常ニ心
つゝむべし

大水火難盜賊賊るハ先祖神主ヲ弟ニシテベシ

常ニてあはれ心得あるべしあり

右ハ月々莫不時の心得あり

春二月夏五月秋八月冬十月本宗四世ヲ祭ル

ニ是時祭ト云我家ニたて置ル神主の事とのことなる

るハ本宗正客トシ旁親と相伴とスル也本宗旁親

のヨウチハ前ニシテハ

○祭日ハ月々その内ヤウウ有キ日と用也忌日と用ひず

○此祭ハ并此あとこのころ祭方とも皆こを後ニ記す

○此祭の數負ル家ハ二月と八月と二度あり五月十月を略

す。那リ

○此祭ハ惣領本家神主ある家とて祭る次男ハ我家ニ神主

あり身惣領家の祭日ともつゝあはれ其日也或ハ惣領の家

を年々とつゝ但惣領文目とて祭つゝとあはれ次男の身

惣領ニことワリとたゞ惣領の名代ハ心もて次男ニ祭ルこと也

秋九月又母バカリヲ祭ル

こを神禰祭云これを月の初ヤウウ有キ日と用也これを

忌日とも用ひず

右の二祭并此あとこのころ所を皆年々このころとあり

心得せ申うも右の時祭禰祭はををたもつる祭なり父母先祖
の神矣我家のわたもよふに存生し同事三日と馳走した事
ことなれと數付をとりぬるに及ひつる事とつひ其上天神と
一般に於て玉ひて常時養をもち給ふをある事わか誠は
ふ後こひてこれと受け玉ぬ事なれ三日と馳走するの事な
給向神れ志ありある事故三日と誠をいすれどもことと拜
朔望五節向を酒果をせぬる迄も一年に四度存生
の通料理をそと隨ち精潔丁寧と誠の心をあつて炊を
躑躅末汚穢る事様う大切にとある事又父母各別の志は
しと故九月は万物成就のとすなれその道理二本は世月
各別に父母のかりをまのり

○時祭の月ハ日本の言風正月の初と七月の中と西度祭

た由つれ物見へり正月ハ春の初七月ハ秋の初る故なり
志えを四時の初月ハ天子諸候の祭月故に正月は
二月八月の二つとめり儒家の事なり
○極負るる家の二月はぐり代を祭り九月は父母の祭なり
くもくもぬとの説有とく祭は我家の相成を考り身
誠をあると祭り躑躅末るをむ存とすお然に
祭は我家相續の志あり神矣馳走する事あるにあらざる
わつとせむ故に忌日とよめりつる事日を用的也
本式はうらまへてつむる事なりとある身表たる世に
たのりぬりこころにあらん事なりぬりぬりを用る事
スヘテ祥月ノ命日ニ飲食ヲノ日ノ神主バカリニツナヒ日ノ内
カナシコノ情ヲワスレズ

この日神忌日と云ふ又終身之喪也云前の時祭禰祭といふ
乃祭乃是酒をのそ者ナカをくお忌日ナカの如くその祭故神主
ハ酒者ナカをすす尾我身ハ前夜より當日の夜迄酒のみす
者ナカをくふむたへするれくらのむかひにあふるまを物ナカをくふむ
是哀れあふむかひをくふむをぬくさる礼あり世俗ハ者ナカ
くハぬら酒のそを精進と心得そのくを神主ハ酒ナカ
をそる人おあやまり甚し

○忌日ハ先祖又母ハいつあまも及ぶ恩あふ人志ナカつこお
人の忌日皆其日神ナカつすれおあまをそるよ恩を思ひ
て拜すぬすづい但そのつこか此の母ナカがらハ志ナカ
この厚薄とつこまの遠近ナカより段々志ナカあふまあり
○祥月といひ月々の命日と云ふハ至極の俗語とて母月

の命日と云ふ唐土ハ勿論日本も昔ハるまをくむ父祖の死
給ふ日といハ哀れなるすこもつたれに似たれも其死ナカ
月のその日ぬらそ進歩ナカもし理ナカにあふ其上ナカ
くたへしそ疎末ナカなるより其本意ナカよりハ世俗の精進日
増止ナカる事見えて志ナカあふつた尾世のるま物ナカハ忌日の心ナカ
疎末ナカより月々の精進ナカをぬら儒礼ナカをさけけ精進ナカ
ハ心ナカ得る心ナカの心ナカなり

冬至ハ我家ノ始リノ神ヲ拜リ立春ハ遠キ先祖代ノ神ヲ拜ス
祠堂ヲキヨメ香回ヲタキコレヲ拜スルナリ
○家礼ナカハ二色法ナカを祭る式あれと語類ニ論ありて祭る事
そかとのたをふ志ナカるに其恩ナカをよむ理ナカハ只二色法ナカ
耐する母の事ハ人々あふ事成法ナカハ先祖の神ハ天地ト般

○祭日をすしめ次第のこまに神主申上又ていたしよるが
すし親類のいふぬ多るこれとあつても置替屋祓ぬ極
しもこの前マすべし

祭日ノ二日前ヨリモノイこ入祭ノ用意アルベシ

時祭祓祭ハ三日祭忘の祭日よりしれし一古の十日祭
するもそれをも今これをも畧するなり

○そのいさゝその日よりして祭書そのいさゝり
を得ぬ事なる一圓他出をせず又男女別とし祓て
身をさすも心持志のぬまひもす者いさゝり
物持つら酒持のこすこす又わら心の内ニ祭の神此
の志とるの思ふと思ひあゝるゝも悉くもあひ
又多入用の物持いさゝり齋をけしつれ料をどのけ

用意ノ諸事手ぬけ極めはるなりこれけ誠をつくま
此所とのわらし誠届す祭第一の所也

○忘日のいさゝ酒のます者いさゝり祭第一とする也
外の祭とい各別也又年忘にあつた祭年ハ仏法地廻向を
前月取こいさゝの忘日は我家あつたのいさゝり極めす

祭ノ前日

座敷ヲ掃除スベシ

座敷其家の内位牌所ニ遠からぬ清浄の所を用ひ
祭ル床ヲ十ラフベシ

床ハ机の如くこし夫婦の枕のすの何といつり入用な
拵をも又神主のひとり乗せると母れ中ナ寸四寸高ナ敷寸
がう地臺をい入用だけ拵置床を南むすこ置四代線西

より東へ順くして神主のやむ臺と其上に北の方より置
旁に枕床に西の方より東向きにありて其の臺を隨ち中
のよりありてあるれば心かけず〇禰祭に西人を忘日ハ
壹人をきてよ

其外明早朝入用ノ品今日ヨリ持置テヨキを皆ツモラハ置料
理ニモ取カレズ

祭ノ當日

朝とくをきあけ六ツ前迄料理をてうたて
料理する内膳たてとて臺へ料理の品時祭神祭ハ
面々の急度しる容許招く程り忘日ハ女をかく
より冬ハあつり夏ハあつり夫婦もあつり隨ち
清淨な持えり酒を冬ハあつり夏ハあつり忘日ハ

忘日ハその人のこれをも物あると思ひ出してそれをも
か

七ツ半時ニ祭ル座敷外吟味して強りつゝのゆえ又つゝ
を座敷ノ真中へ出し香爐ニ火をいきて燭臺外たてり又酒
を盃收入香机の目も急置り

菓子も机のよき香爐も机のよき菓子前ニ臺へ
香箱ニ香汁のれ臺へ

六ツ前ニ衣服ヲキカレ

面々相應われよき衣服をふるる外着す
神主ヲ床ノ上ヘウツ

夫婦とてこれ外つゝを隨ち大事にすべし西外上とて
順く其のうえり

拜リシ其上ニテ香ヲタキ又拜シ

物ヲ拜ハ夫婦并ニ子孫兄弟等ありあるありいふ母との人一度母のころに拜サするあり

香ヲたきあはれ拜とするは主人がうりり神具こゝにあのり玉ト
眞実ニ観念し香付しく事あり

酒ヲ香机ノ前へてきて又拜シ

この酒を香机のものを置ける盃の酒をかくせこゝの束茅聚飲
は物付こゝに置それより事あるをど畧しをり

○これを主人の心とあせ神こゝにあのり給と観念しつとあはれり
膳ヲツクフベシ

本膳ハ主人ニテ膳ハ妻引出物ハ子娘ヨメツトメニスツクせて
主人ワコノツクツ取イツレモ御前ニヒカシルベシ

食ヲ十カバツフホド間アリテ酒ヲツクフベシ

主人これをその酒の肴ハ子兄弟持出てその

○一家の内へ一人祝と云後また酒をさる上祝又は
そのまをるが本式也

又酒をその

妻のつとあせ初此酒をさる入物ハあけて又一獻その
二献後乃肴ハあせ又ハ娘の役なり

又酒をその

これハ惣領の子のつとあせなり其時の肴も次男ニ男
の役なり

主人出て酒付のつとあせ妻出てつとあせ正しくす

いふつとあせ飯をあらわすつとあせ心なり

座敷ノ戸ヲヒキタテ、戸外ニツクシ座ス

主祭ノ事トシテ、此間也此間ニ茶を用意す

二度セキバラヒシテ戸ヲヒラキ内へイルコトキ茶ヲツツ

茶ヲをるへるとも主人すこ出てをるへる酒めし水

いづく事一本式なれど畧しくせり

シバラク有テ拜ヲナス

主人より以下のこと、臺度み拜をるす

神主ヲモトノ所へイレ

主人夫婦てうけく祠臺へつれまゝせり

膳ヲアケテ床ヲトリ、ケテ十二カモオサメニツツベシ

そのく酒の向端をもちもつれ物(茶)大切めのけた

食なり

其上ニテ一家ヨリアツツリツナハタル酒食ヲ大切ニイタシ也

ふくくこめ、いぬ物ととも、疎末ととも、又そのおの思ふ

人も必いつくせぬ事也

但忌日御膳はらるゝ親類はいつれおどとも此親類といつれ

てをいせ忌日の酒肴をのこくつぬ也

こゑにその大儀也くつし事ハ説詳を見ルべし

此日乃朝隨ををくつりてり、すのカル(カ)ズ

朝をまうつハ紙を各別ニあるり、神は感應もつるのみを

をるる

の料理必真鳥ヲ用ユヘシ

仏法をい真鳥ををるへる酒ををする人もあなり及茶

道いぬがこと、いづれもいづれもをすこと、神

とくまをれい真鳥をそる人酒を禁め珠客をそる人心得るる
下志うらぶる片ハ禁めせんは其止佛法の取扱をそる神を
禁めし真鳥をそるを禁ぜず西都井宮社とそる社人
まづ真鳥をそるて禁めしそるその真鳥引て後僧出
て佛教の法會をそるす今世も然通なり今世俗ニ神道
おとそし佛教もあふぬ神道もあふぬとそるそつらぬ法
を治り位牌をたてて膳をすも真鳥をばそるそるを
ららるる事禁めしそるそる安心する人も治り且あしき
事なりそるそるの国所なり真鳥をそるそるそるそるそる
食るは真実をそるそるそるそるそるそるそるそるそる
志ぬくそるそる国にそる身そる真鳥をそるそるそる
そるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそる

けささ一且那寺の前をそるそるそる愚者のあそるそるそるそる
みそるそる真鳥を料理し欲の心甚うそる人有それ真鳥す
そるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそる
そるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそる
おろそる人真鳥が父母たりそるそるそるそるそるそる
そるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそる
たそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそるそる
△祭ニツイテカレコレノ心得 外ノ神ヲ祭ル心得
先祖代々の墓所を随ふ大切ニスベシ
上巻もそのべし通寺へうたのそる祠堂金月牌料等付
つけ置又その有所をそる書付置て家ニそるそるのこそる
おそるそるそるのそるそるそるそるそるそるそるそる

る件一くくハセぬる誌石をなるともこれ末と追損せぬ極
ふく心をつかたし又平生折こ墓へこまひ又墓にあら
けをまなる人も随ふ大切なり疎末あるべからん

子孫ニ随ふ学問サセ先祖ノ大切ナルヲヨクノココスベシ

学問ヲ申して大切なる心ぬらざる桑かしのあやまりでま
るの也○諸親類を先祖をわらへる身なれ随ふ大切に
しなりしけ学問をすめぬ

養子ヲスルニ心得有 并ワカ身養子ニシテモ心得アリ扱又
養子ニナリ井ル身ノウニモ心得ヘキト有

子なる時ハ同姓の血助け養子ニするは天下此御大法を
御傳次男家より本家計つて本家計つふく次男ノ
家をつくとく全く道理なり又同姓計るよりては實ハ他

姓よりハ養子の有^家これ血筋なり他姓をとりくも血筋あ
る家ハ同姓也いり何と縁遠く共その血筋計養^{ヤウジ}つと血す
る人なり養子ナすらん○姉妹の子をばの子むめめ乃
うも孫母方の親類世ハ血すどあしとおもどいられ
を實ハ血筋ニある故母むと養子も血筋ハたす也女の
血筋ハその女の一代よりめし女のうもいり子ハ他人の血す
形其故あつてハ天也たぬとくばつめハ地也たぬ計を
いむめ姉妹をハ我血筋なれとるうもいり子ハ我血筋
のそいれたぬ道も我血筋よあるはこも計世の事ニするハ桃
ニ梅をつくとくハ桃の枝ハたて梅の枝ナらるなり血筋
るはねハ先祖ハその系とてハ我血筋ハ断絶す不孝
とけり大なるハハくがしきとハ民族辨證ニ入へり

志づる世の人の内ニ遠類の血筋あれは我家財を娘ニゆり
りたり又勝手の利用をこつとも其うく娘ニ血筋あるが
外孫を血すつとつと心得ちる他人をむと養子とし
我血のたぬと心得る人もこつと遠親志づるこつとす
凡その血筋中やをへ道程にそむるが天道の先くこつと
家まありしうる血のせ血筋あるが養子の道理正し
るね事故天のめぐりぬこつとこつとこつと養子の家ハ
をこつと代々養子也其上夫婦不和ありし時ハいん
尼すま極る一生活たひみ難儀する也又むと養子の兄
弟の夫婦と同一人倫のそたふりこつとあつて娘ハ他
るあつても家督を血筋の養子ニ渡せ道程正し
て娘ハ一生をこつとあつて心得るこつとあつていん血筋

昌すべし。我養子ありて奉ハ次男ニ男身血筋ある家
養えりこつとあつて物領とらまれて他人養子あり
ぬ也次男ニ男とて父母をこつとあつていん血筋
てり也父母を父母とて思ひ養子にゆきこつと次男
の家をたのむ至極上策なり世にあまの子とあつて人
次男以下をこつと養子あり其あつても物領早世する
片折角実子有るが我家を他人の血のめする世のため
あつてはれもこつとあつていん血筋をこつとあつて養
つていん道理にそむるこつとあつていん血筋也
但貧乏の子供をこつとあつていん父母をこつとあつて父母の養子
にやうする片ハ一往こつとあつていん血筋をこつとあつて
やむるこつとあつていん血筋

○我身すてい養子に由りしと云ふ又我父の代に他家より
養子に來りしといふも養父に實るる故。何となく養子
を疎末に思ひ實をばかりと大切にする。是は甚心得遠く
寂早養子となり其家をつぐまに養子と大切し。先祖父母
の祭は實の通に勤む。一色に實を疎末にすまふは
實を代となしては志なく我家を祭りたるをいふは養
方のあとも養父に血す。○わづら其うめ我に實を代と
云ふ我身實を代と云ふ。○實方の血す。○たの子に其
あとにわづら。○わづら身す。○その身を及ひては隨ふ
と心あるなり。○わづら届く。○我身養子に由りしと云ふ
ゆへ養父に實を代と云ふ。○わづら我に退く。○又
そは我養子と云ふ。○我跡にたては血す。○わづら養

子に身養父血す。○此親族を尋出。我に實子あり。○此
妻よりこのことをわづら養父の血す。○養子と云ふ。○わづら
家督をつぐむ。わづら實子に代にわづら成はる。わづら實の姓に
る。○わづら我實の代。○わづら本分の道理也。わづら
事を無理もわづら事なれど。志す。深くわづら事也。
先祖祭ルより外に代に代に外に神祭ルベカラス。又代に代に
神にイリシスベカラス。

子細論語記に見。○歴々の御身を祭る。神と祭る。
わづら。○の差別有。必竟。わづら。みあふ。○恩ある。○此外に祭る。
道理あり。故に平人の身を祭る。先祖父母と祭る。○此神と祭る。
外に全く祭る。わづら。○也。神あり。○わづら。○ある。○恩あり。
○の外に全くわづら。○也。先祖父母を祭る。わづら。○道理に

來り其災難はまねくはるる道徳と申す第一先祖父母の孝也
福はりの災をまねくはるる道徳孝なり大なるなり孝すみやう得
かばいし其孝をわりの孝子となすおもしろい故に孝をまね
かれす日と夜とを孝是木と念して孝を成就してこそ
びく萬福は集まる事潮のまらくる事此事ぬごくる
それをも災有福といふはよく運命ありも故に何
をたのしむ其運命はわかれぬまねくはるる孝の志
まねかぬかへるる孝の届く所は喪と祭とをいふこと
に有先祖木の根といひて是木の枝也喪と祭とをいふ
つとむれその根はこゝろなり根すらむ時其枝おのろ
すらむる喪と祭とを疎末といふ他の神と祭福は願ふ
木の木といふ實をたのむるに似たりなり得らるる事やこれ

世の先祖を大切とする人に敬慕也ねかまね也敬慕也ねかまね
喪祭を疎末にする家也先祖は神矣すれども天地の神といはるること
よからざるはすれども天のつとむる也則八百萬神といふは是也十萬
福を得て災をまねくはるる先祖にたのむるは儒者の
の教に外本尊なり父母先祖は至上の本尊也別に外は供養するに
ぬれ父母先祖をつとむるはこれ日と夜とを孝と申す也別祈禱なり父母先祖
にたのむるは祈禱也只朝夕不断父母先祖にたのむる
事は心向るは人間第一の修行とす申すは神の託宣も家の中に二
たのむる神あり父母これ也兩宮に参る事と申すは家の父母に
たのむるのたのむるなりは兄弟も佛たのむる我親をたのむるは
三尊に彌陀如來に孝し孝し知恵のある下はこれいふ出た家
事とをいふはちよき父母先祖をたのむる遠き国の佛はたのむる

まうらうまき神祇たるなりは何の利生あるぞまの教も仏を
大切とするまづを神祇大切とせしめありまうらうまき文盲なる家
法師のつらむがる理屈をたておやうの佛を大事とせよおやの
まを物とせうて成住出家の米銭をまきそれをおやの後生のため
にありまき孝行するれと云はれおやのまの誠と思ひる
まの父母先祖たるもまた天道にまむくのまをまき佛の心
まをわぬ也たとひ佛の心が文盲の法師のま通うまをまき
佛のまをまき孝心の自然なるまわらるるのまを
父母先祖跡末と思ふ人まをまきことに儒教うける人ま
相成にまをまき誠なるま作法とのまに父母先祖も
届きわぬ福もまなま災もまをまきそれのまを福もまわぬ
祭は誠たる故也まをまき益なるまをまきまを福もま

心也其上一旦のまをまき道ある人の身の上も終
永き福乃根なる一旦のまをまき道ある人のまを
終にまを根となるまをまきを福なる人たて目の前の幸不幸
をみて末の永きまをまき又の過を此福とのまを我身
相應の福におちつる事を福と思ふまの災の根と福と
思ふ人をまをまき地眼也ある人のまを正しき先祖
父母死して天神と一般なるまをまきおやのまをまき
まを天神と一般なるまをまき思ひまを又仏法まをまき死して
たる父母先祖のまをまきおやのまをまき給へ佛の
佛の先祖まをまき利生を各別するまをまき予答て曰佛
法の三世因果らまをまきまをまき事無理なる事也まを佛
のまをまきまをまきまをまきまをまきまをまき

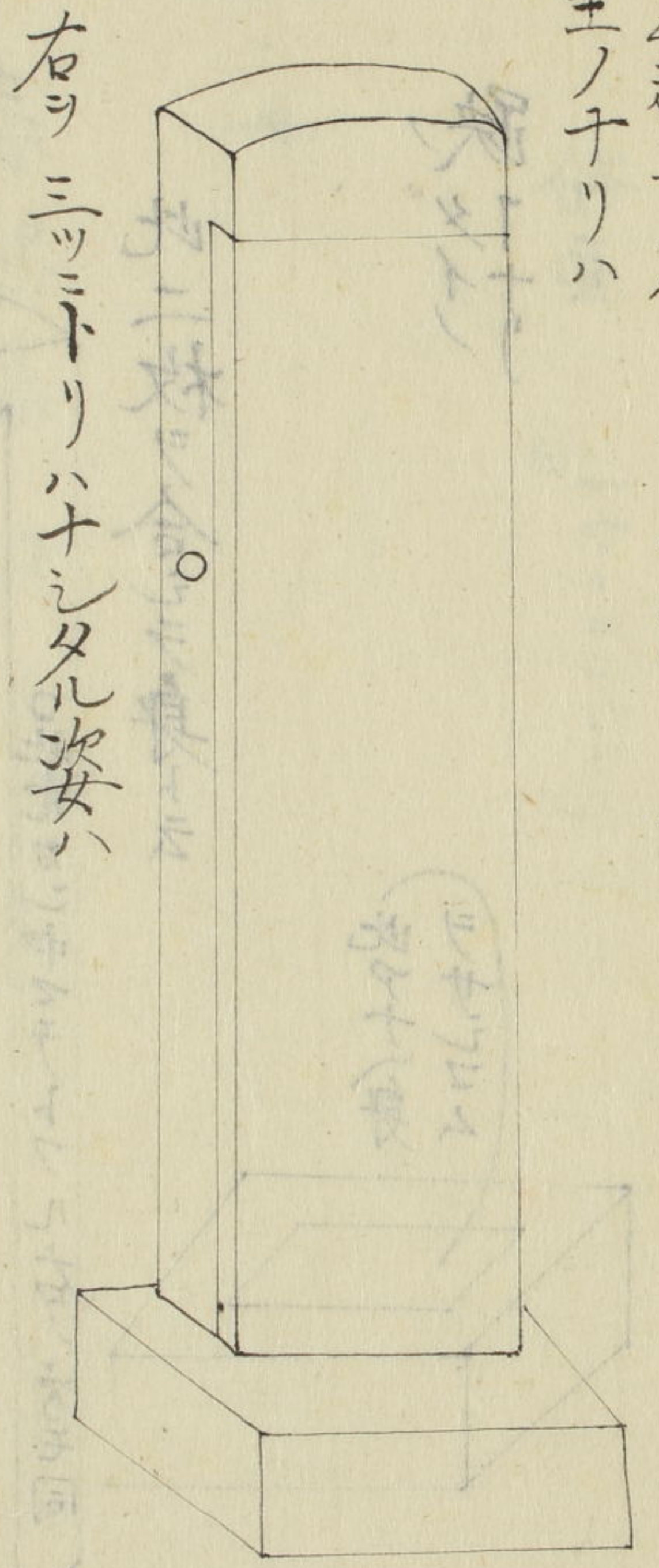
ふるべき故也。今日本國中此人皆且那寺ありて引導廻向
一見卒都婆永離二惡道。此妙法經力即身成佛と云念佛衆生
撰取不捨。此佛祖たることあると云。今日本國中の亡者。乞食の
外一人も存せざる者あるも。此も存せざる者あり。佛に
僧を以てたてぬ事也。其上二世因果の方便の說法を其意に
以てそのたぬ。おろしうて天神と一般なる。此成佛の往生の
云たるなり。儒の教を以て沈魂滯魄と云。邪氣ぬき入る。或は
怨恨の氣つよければたぬ。おろしうて地よりたてて人たてる
事左傳にみゆ。彭生伯有の類也。或は無理にことすれ
たり。或は自滅する内たぬ。ある事。此理の常にある事
也。其れを以て受てたぬ。そのまゝ。正直の本體にたぬ。と
也。伯有のたたりを以て産たぬ。たぬ。と云ふこと也。

るも。此父母先祖其身たる。邪惡なる。又其子孫眞實に
出。聖神の正氣を本とて受たぬ。そのまゝ。正直の本體に歸り
て天地の神と一枚なり。善人をこのまゝ。悪人を以て善氣に
く悪氣をたぬ。其子孫をたぬ。國家をたぬ。事明白決定
ま程朱の說よあきなり也。たぬ。以て佛法のまゝ。此輩の先祖
父母此れ也。或は其神具を邪惡なるものと思ひらる。つたす
が。まゝと心得。善に歸する。此成佛と心得。僧も有。又。い
と。と。そのまゝ。何れも。たぬ。と。思ふ。と。有。い
れ。も。甚。も。邪見也。其上。佛法の主意。魂魄のたぬ。術
弟。と。鬼。鬼。と。たぬ。作法。の。先。尼。く。い。く。と。ま。を
す。たぬ。儒教の鬼白鬼を。たぬ。作法。を用ひ。孝行。此
書。す。事。仏。に。い。る。と。い。ふ。ま。た。たぬ。心得。た。く。経。念佛

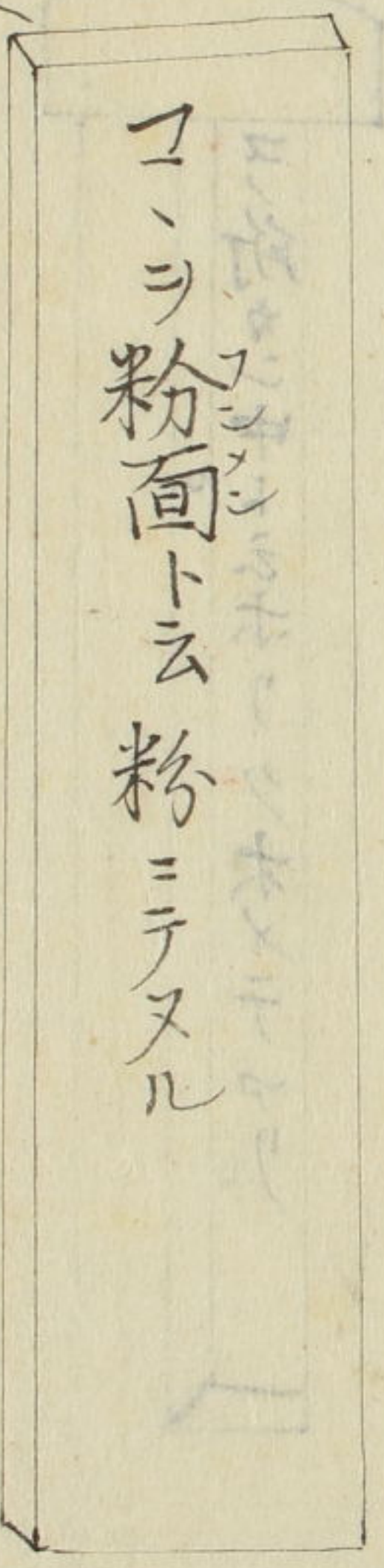
とるまじに向ふ及ぬといひ又たぬ世のあつらん位牌の
 なつた食物のそるくう等儒礼のしげけ志をて只そのうけ
 り志を知りせれけ佛法と心得て根本の儒礼せむする
 事よと心得るをも有世間のるうとにまらをも安心しておまへ
 抱え笑止るる事よといふゆと孝養する心とて福をいふぬを
 ことうるりおれむなる事るるや

此の神主の作り方寸法并牌子
 神主ノ作り方寸法并牌子
 神主ノ作り方寸法并牌子

△神主ノ作り方寸法 并 牌子
 神主ノ作り方寸法 并 牌子



右ニツトリハナシタル次女ハ

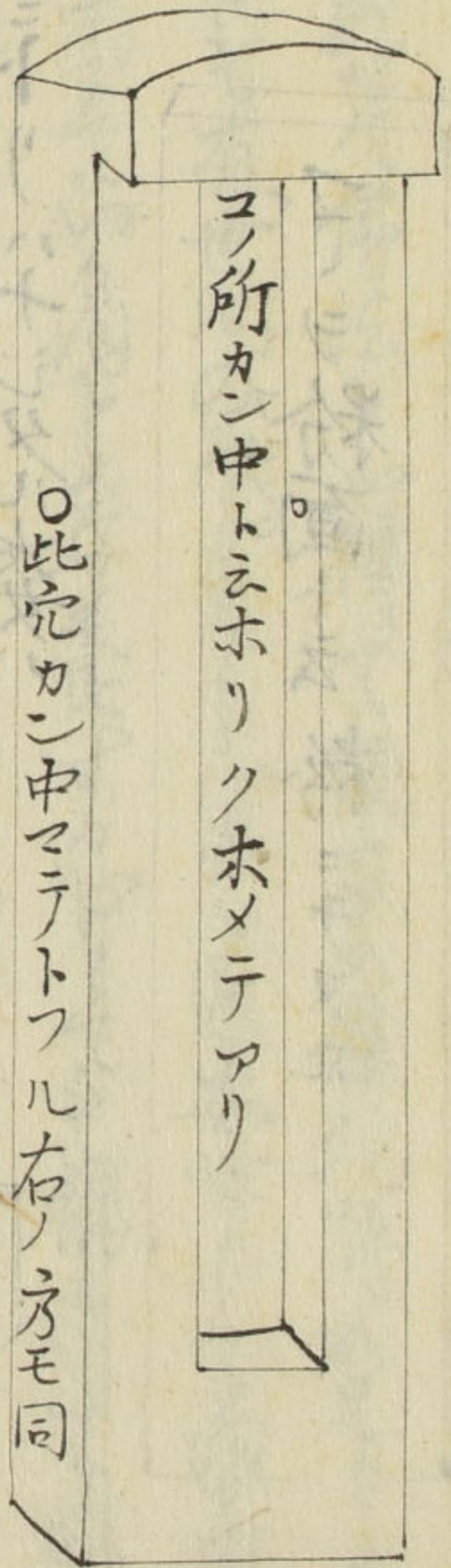


コ、シ粉面ト云粉ニテヌル

此所ウシロトク井アワセル

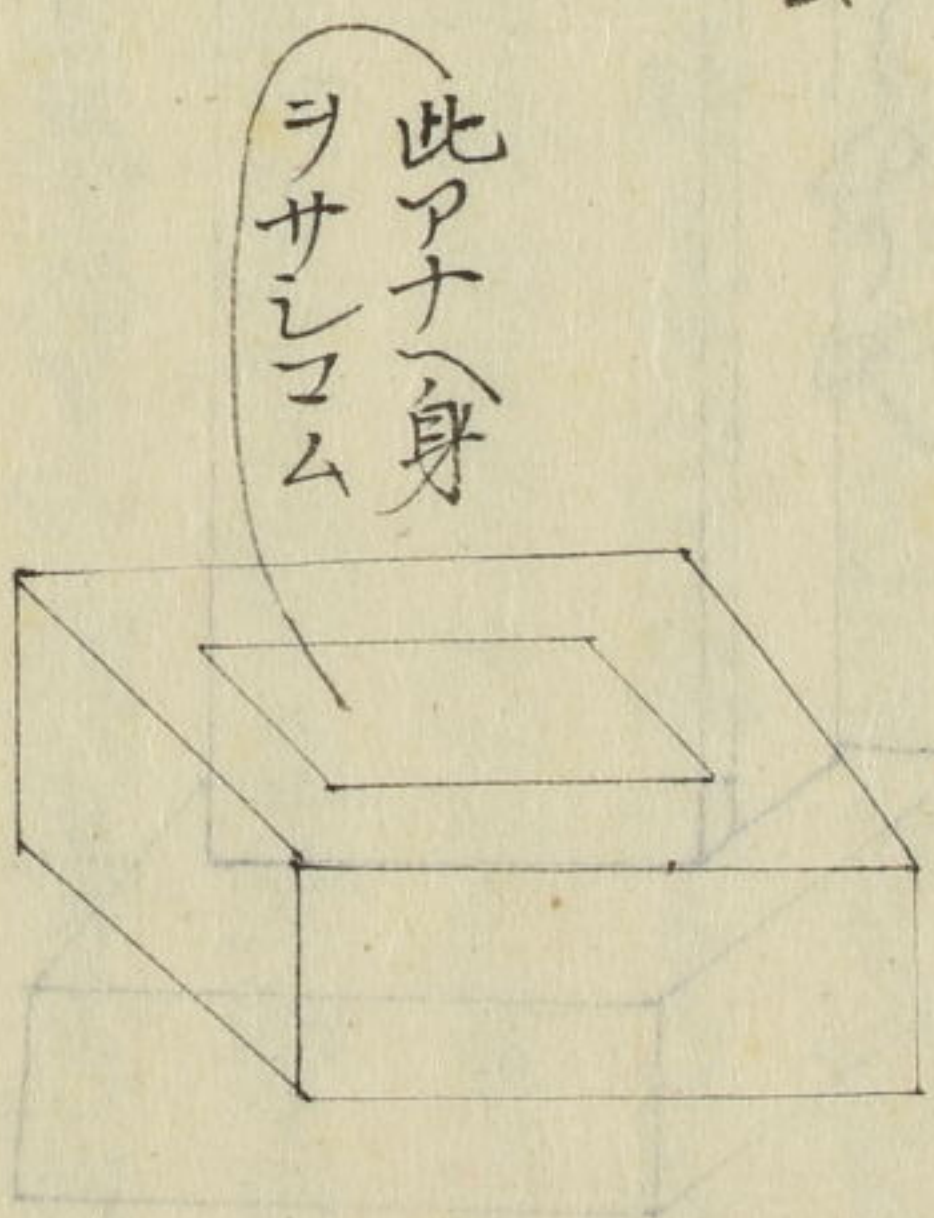
前

後



此二枚ヲ合シテ身ト云

フダイノ
一ナリ



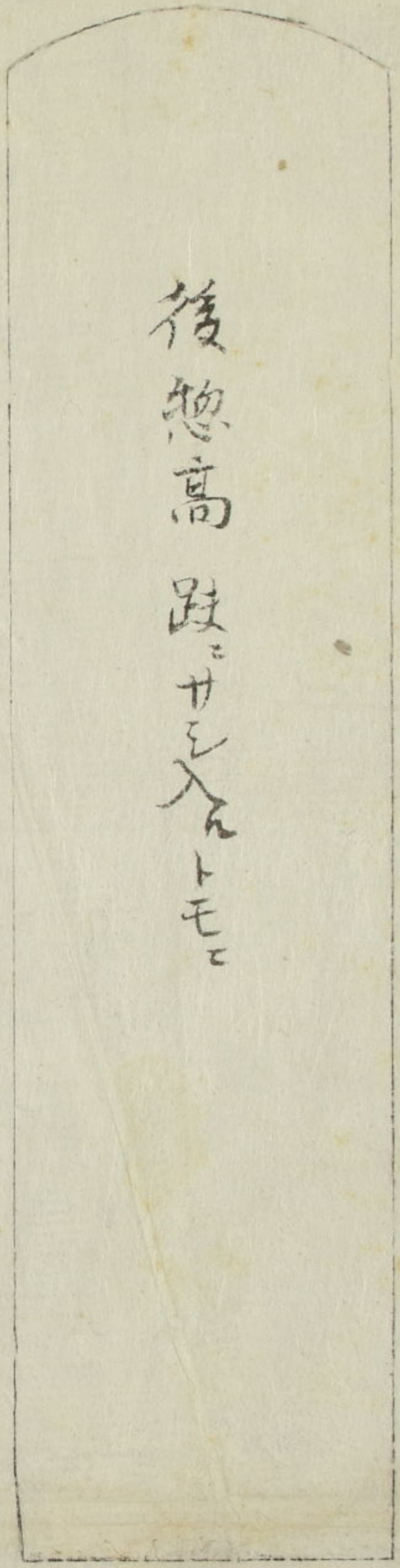
△此所ノ中ニハ...

木ハ栗ヲ用ユ

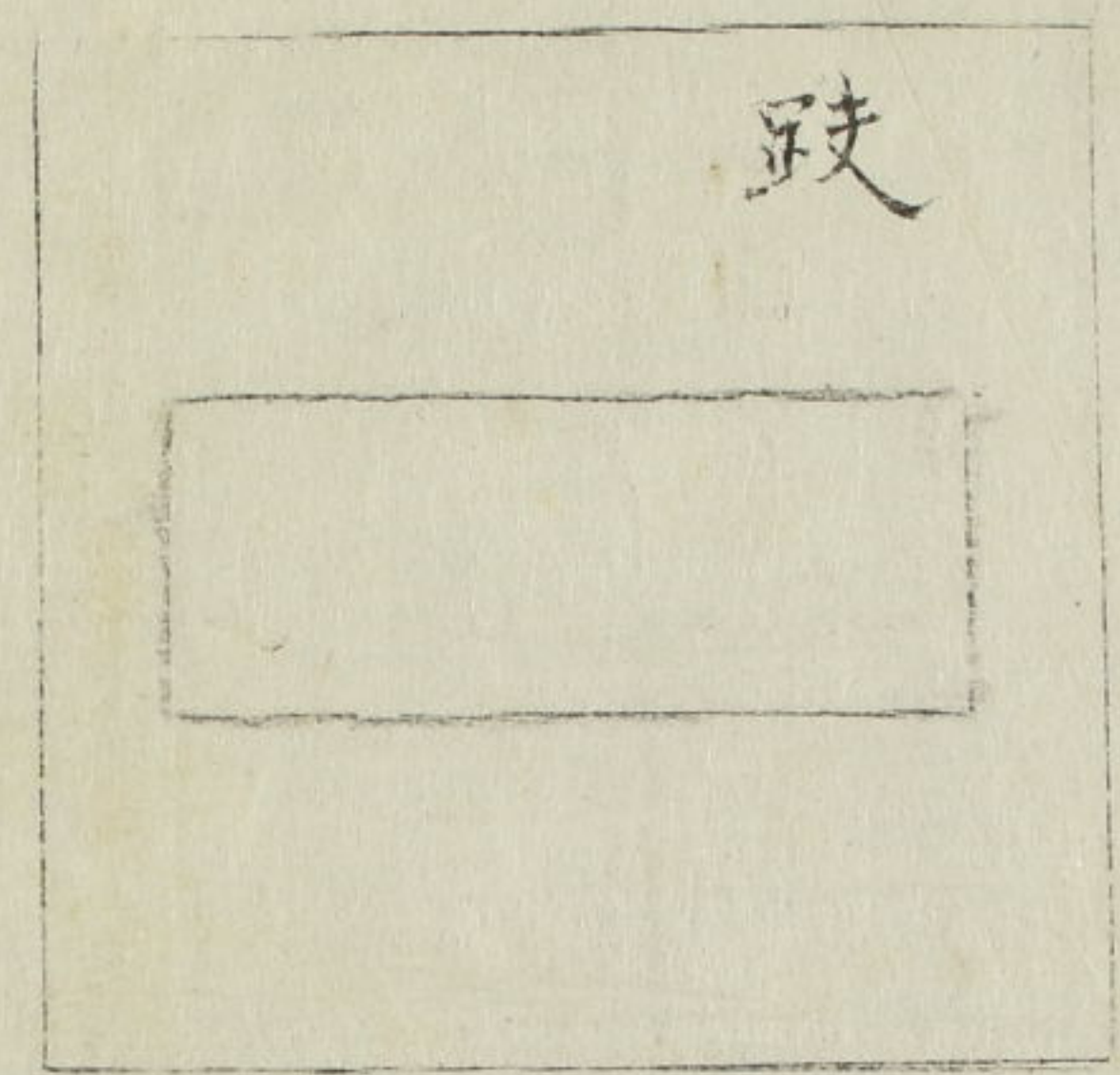
モノサシハ周尺ヲ用ユ

用尺ニ三色有今の世の如收テ一六寸敷ヲ敷重五毛余と一尺と
こゝ武王尺と云々又今の世の如收テ一七寸七毛八厘敷毛
余一尺と云々これと云周尺と云此三色ハ中村惕齋翁の考定と云
なるも證據ある一也此三色の内一は此尺用ひるものも理ある
故に先儒の考も武王尺を用ひる神主を作らざ也京都
の某人之宅先生の門下より此指圖を傳ふ皆この武王尺今の世の
加祿一六寸敷ヲ敷重五毛余を一尺とする尺用るなり又京都の
秋田屋と云工人の作れる神主ハ今此加祿一六寸四毛尺一尺とする
尺用るなり山崎先生の考一圓なりといひ傳ふれはなるも
そのものは其上加祿一六寸四毛尺用尺なりといふ事世俗に

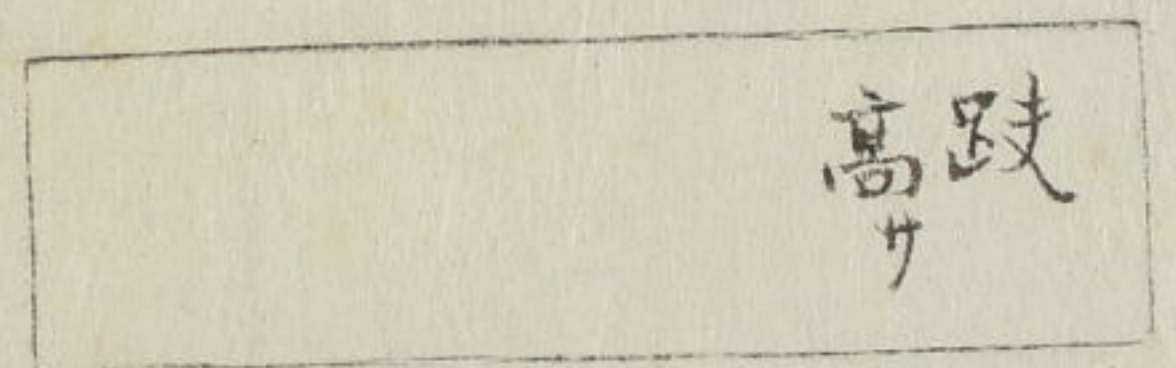
後惣高 跣ニサシ入ルトモ



跣



高跣



階中之フカサ

右尾州櫻之町御美物師勘兵衛所造之寸法
周之一尺今ノカキニ六寸四分ノワリ

表惣高 跣ノ底入ル共ニ

粉面 白ナヤレニテヌル

粉面裏

ウラ
ヲモテ
粉面ニヨコ巾

階巾

ウラ
ヲモテ
横巾

ツギ

寸の所迄ある寸をそれより下寸を寸とあり
八分前後合し寸を寸とあり

身ノヒロサ三寸

前後戴板に同じ其の厚サも其の穴の寸法に同じ
寸法の上の寸法の通す也佛家の位牌の切掛けを
かゝる寸法あり

身の前一枚ノワトリ粉ニテ又

こす粉面と云粉極上のごめんを用ゆ

身ノ後一枚ノ前へむくふにきりこすたる下へめん申長尺
中六分ぬちの四寸あり

これ其の陷申と云隨ちまれのいんじんこすたる也
○家礼も長六寸とありかきあぐるり文書筆録に一尺

とあり此所申官位姓名法如く事るは六寸とあり
壹尺にあり

身ノ後一枚ノ兩眼より一寸六分其の上より七寸戴板の所
に一寸四分の寸あり

但臨申は一寸四分あり

身ノ頭の寸法も五寸五分あり

其の高サ一寸四分あり

身ノ其の寸法も一寸四分あり
身ノ其の寸法も一寸四分あり
身ノ其の寸法も一寸四分あり
身ノ其の寸法も一寸四分あり

ワトイエヲ作ルコレヲ擯と云

其作り方敷敷の節も戸の三方二回くまの方敷敷尾に
九き元一ツ一ツ一寸なるをあげる世外の二も一も書め位
牌のそとへの通も一も一も本式の横ハ詳説のするなり

夫婦の神主を横一ツといれりなり多家も一隨ちいすなり
一神主二ツいすなり女くつらあれなり一も一もいすなり
一たのぬり又ハくぬぬりも一也○但夫婦の神主は
一横の申ニ申程なり下を志すなり一又下ニ板付の
を硯箱の板板の様にする也

牌子と云神主の畧也寸法神の^主と云り一ニ枚にわけず
臨申をゆす

△神主ノ名ノカキカタ

考ハ

臨申ニまの故の字付あり其下ニ天子より其官位その國君より
の役目をあり其下は姓ニ君の字をつけたり其下に諱某
ナリ字某^{ナリ}神主とありたり

故從五位下伊豆守尾張老山本君諱義昭字源内神主

このやうにありたり也○あるは入官位役目を有けりされたり
近き其外ハこのやうなりたり

故山内君諱元定字長兵衛神主

粉面ニまの考とあり其下に天子より其官位其國君より其役目
ありたり^{上より下より}府君神主と書なり我國にありたり名ハ下ハ
ありたり名の場ニ号たりありたり字付書也たり

考從五位下伊豆守尾張老木庵府君神主

かく此如し

加藤身の粉面はたとへ

考 貞齋家君神主

祖父曾祖父をどい考とわく所を祖考とわき曾祖考と

わく其外は十回し

妣ハ

臨中ニをもも女中をもハ故号夫人某氏諱某神主とわく

たとへ

故 妙貞夫人松平氏諱花神主

わき身ハ夫人松家小君とわくたとへ

故 妙之家小君本多氏諱子代神主

粉面ハわきの女中ハたとへ

妣 妙貞夫人松平氏神主

わき身ハたとへ

妣 妙之家小君本多氏神主

此 妙貞ハ妙ニのト云ハ隠居ニを法名ヲとり來リたるハり

僧ニけてモもテそノ女中ノ單也それ故ニ法名ヲ用ヒ之

年ヲ内給ハ時ニ法名ヲとり死スる上を備り法名

をつけるをレ用ヒたトハ

臨中ハ

故 松平氏諱花神主

粉面ハ

妣 松平氏 神主

わきのごとくなる

祖母曾祖母と云ふ此とある所を祖妣と云ふ曾祖妣と云ふ
其外皆おのしり

右の例を以考て初等とありとありなることハ如くわたり

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 冠, 鳥, 帽, 子, 元, 服, 禮, 儀, 式, 等）

冠昏畧説

元服婚禮の二と云に疎末に心得なきもその作法の向此大切
なる所ともとのよ

△元服

元服をするハ如くむら鳥帽子をまきあるよと云子供の肉ハ
冠鳥帽子をまき也。その合意ハ如くむら鳥帽子をまき
二重の子供とおとれとのつらひ計る大切なる儀式也今の世
まき前髪をこる計りも元服と云心得たぐる前髪をこる
とむらハ如く是利の如く物まきと云四百年来この如く
の風俗もそれをまき此ハ鳥帽子をまきある時に前髪をま
取る故前髪を取て元服する式の内より其後礼儀式
と云ハ或士ハ冠鳥帽子をまきあると云故鳥帽子をま

めす年以てなりてそのまゝにやこも前髪とす計にあり
たれ共其の前髪をとりてやう元服と時來り元服の名
のこのより今に前髪をとりてやう人并鳥帽子親と云はれ
昔の名の跡しる也志うるに今の世もこの前髪とす計に
るに境なき古の冠をその心得を隨て大切にする也
依而此心得を下にの如但堂上方より今に冠のまゝに跡
おしくすうはして肝心の本意をその心得をその心得
如也

冠鳥帽子をその本式は廿歳也廿五歳以後世に廿五歳以上を
志うる十五歳より下を必ず石やも事なり前髪とす計
此年以上をその作法を正しくおとす取あはれ
世の人より却てその前髪とす計又かしく取あはれ人

おし甚あやまりなり人の心とまじりかきする身とち人
かきとまじりける堺を大事儀式ぞうし却てその内元服
す其何のやんをそのおとす計にわけておとす世間を
まじりける心或はまじりける人をもその奉公をその心と
る礼をそのおとす計にわけておとす計にわけておとす計
前髪とす計にわけておとす計にわけておとす計にわけて
おとす計にわけておとす計にわけておとす計にわけて
るに大切心得より親切にひきかかると鳥帽子おとす
先祖申と其とす元服すも元服すも先祖御目見す
る一門明友をその又其子にこれる各別志を
引くものとすある一門明友の心得なり只祝儀の計に
学友別々親切にすある学問の志を引くは

鳥帽子親にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき仮名を身の上
しにたる文字を用ひの假名を元服の時につくと心持たる
あまうしとて假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
今にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
いづれに今何兵衛何兵衛とて假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
字とて假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
人よむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
昔にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
を下にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
前髪をたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
お顔の加へりたるおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる

今流の風俗を奉る人の身は病氣といふたておとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけ
あまうしとて假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
たのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる

惣して人なる者身は髪束をまゐるおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
髪束あるおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
也然るに今武家の風俗假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
これをまゐる規式をたておとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
おとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる
立玉に國民よを志せしむおとろよき假名にたのむおとろよき假名にたのむおとろよき假名を身の上につけたる

身の風俗も世もがづく事尾志有て言の道志つて人こそ
前髪とも目の烏帽子もそのまじり也内證もするもなり
あつても事ある又上の法度よ世もあつてもあるを臺上
の冠をぬく後ハ只官位ニすめたるたと計りをもつ本
意をりあつても冠そのせんある様はよく先生王の
禮を守り後なり

△婚姻

夫をぬく妻をぬく必作法正かまふ人の家内ハ
夫婦をぬくよくをもつとるれその初対疎末なる
處なり

むことり娘をみづる其人のよくあつてもその家風
吟味も勝手のよくあつても二の事也正金銀は

第一の世受事別而ある事也○同姓はぬく世
聖人の本法也源氏源氏の女を妻とせども平氏は平氏
其むこぬ事なり世に今武家の姓ハ多くあつても系圖を
るいひつて追の事なりたつたりあつても其上當時の風俗上下
にその事いひ申す世に吟味なりあつても世に
たつたる親戚とあれども何のいひあつても事道に
志あふ身也必有る間事也山本氏ハ山本氏なり
田中氏ハ田中氏なりその類を云主親の命をせむを得ぬ
事あるは何れも九族の内をよけぬ今世は養子にけり
他苗をも同苗あり血肉つても縁絶ハ禽獸に似る事
る世にけり心け用ひ申す○世にむこ養子有何れ心
事也其流るるわけは前にもいひつて同姓を養子

する事ハいふに本意にそむるべきといひしむむ養子とする
時ハ男女の道正しくは道正しくは女事ハ必らず有たふわ
たりひなきを本理をむかふ事と志すなり○人の
たうする女ハめとりてくるはこれ前夫と縁を断て
故也死つたの後家ハこれをめとるは管也これ前夫と縁を断
て以て夫の女ハ妻とする理なり○妾を妻とするを心ふるは事
也いふは女ハ妻とする事とすなりハ初より妻と定てゐるに
むすめハ十四歳以上と縁絶十七八と上とせむるは男子ハ廿歳以
上とせむるべし子供ハ女のいひるにつに必す女事也

其作法ハむこうももめも先祖申あげ其とせこれむら
これをやむるなり○縁納ハ朝の内よめ入日ハこれを本式なり
○よめとりハ知母ハこれめとる本式をこれ親迎とす

世風なされる事故也あて名代ハ使者をさぶらふといふなり
けはこれいふべきとる所也まいつたつる道は如く事ハあ
ず○よめの将衰死ふてならしむると心得しむ甚とすあやまり
を月ハぬ事なり○よめりのつらきハ夫のいふよめとする事
なりつらきもの志すは世俗のめなりとせむるはめら敷あやまり
下この志がふめり事なりその母ハいふなり也理をつけ
る事ハ人ハ必死也邪説也むこう初む養子也よめが
めをさめせむむこがせれといひてくはよめ入の初なりよめハ
我妻を教ふるなり夫婦の道ハ初来なり夫ハ志すなり道
を教ハ生涯夫ハひままりなりとせむるは治まる事也大切
なる事也○よめハ正座をす忌置つらとせむるはあま
かり出てあふハ二年又あやまりなりこれる道ハよめハ目見を

するに在る必也の事也よの座をたせり舅姑の所へゆき
てきてと目見をすづり居宅やいこころの内の座敷の
外に舅姑のあふべきの席をくはるゝ志をもくし座敷納戸
へ入り居るべきは居舅姑の座敷へ出正座なるより其上
よきよめ出さるべきと目見すべしこれ亦大切の事之
の事あり

終

宝曆辛巳改正

上篇丙申^申應鐘下旬成^{八日}

文化十一年乙亥五月

尾張仲卿駕之

右一書布施^施佐左衛門篇集^{著述}

後改氏蟹 養家先生

日比野茂兵衛平行保

藏書

